

森ワーカー制度利用規約

NPO 法人リアスの森応援隊（以下「当法人」といいます）の提供する森ワーカー制度（以下「当制度」といいます）は、自伐林業家養成塾「森のアカデミー」の3種（チェーンソー、集材、作業道敷設）各2日間の研修を修了し山林作業への参加を希望する人材（以下「森ワーカー」といいます）と山林作業の人材不足で悩んでいる受け入れ団体及び個人（以下「受入者」といいます）をつなぎ、森ワーカーの技術力の活用と受入者の人手不足を解消する制度です。当法人が自ら雇用を行うものではなく、人材派遣の委託を受けるものでもないマッチング制度です。

また、当制度は、森ワーカー及び受入者のどちらからも仲介料等は発生しない非営利の制度です。

当制度の内容は下記の通りです。

- ①森ワーカーに受入者を紹介・受入者に森ワーカーを紹介
- ②日程の調整等の山林作業参加までの事前連絡
日報月報の確認による森ワーカー受入者への請求と森ワーカーへの謝金支払（月ごと）
- ④森ワーカーレベルの管理

当制度の詳細は、以下の森ワーカー制度利用規約（以下「当規約」といいます）条文の通りです。

第1条（登録の条件）

1. 森ワーカーの登録は自伐林業家養成塾「森のアカデミー」の3種（チェーンソー、集材、作業道敷設）各2日間の研修を修了した方を原則とします。
2. 森ワーカーの登録は、特定非営利活動法人リアスの森応援隊の会員であることとします。
3. 受入者の登録は別の協定書に定める通りとします。

第2条（登録の手続き）

1. 森ワーカーの登録の手続きについては、当法人所定の方法に沿って、当制度に登録される本人が行うものとします。

森ワーカーが未成年者である場合は、事前に親権者など法定代理人の同意書を提出していただく必要があります。

2. 受入者の登録は、受入者の代表本人が行うものとします。

第3条（登録情報の利用範囲）

1. 森ワーカー情報については、受入者に提供される場合があります。
2. 受入者情報については、森ワーカーに提供される場合があります。
3. 当法人は、森ワーカー及び受入者より取得した情報を、当制度の提供に関する連絡等に利用します。なお、当法人からの連絡は、電話、E-mail、郵送等の手段によって行います。

第4条（登録情報の変更等）

森ワーカーおよび受入者の登録情報について変更等が生じた場合には、速やかに変更等の

手続きをおこないます。

第5条（登録の取り消し）

1. 森ワーカーは、理由の如何を問わず、本人の手続きにより、登録の取り消し（削除）を行うことができます。
2. 受入者は、当法人への未払い金がない場合に限り、登録の取り消し（削除）を行うことができます。登録の取り消し手続きは当法人事務所に来所頂きます。

第6条（登録情報の管理）

当法人は、森ワーカー及び受入者より取得した情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、E-mail アドレス、その他の情報）のうち、個人を識別できる情報（当該情報だけでは個人を識別できないもの、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む）を個人情報として取り扱います。当法人は、個人情報について、個人情報保護に関する法令等に基づき管理します。

第7条（禁止事項）

森ワーカー及び受入者は、当制度の利用を通じて以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 虚偽の情報を登録する行為
- (2) 第三者または当法人の財産、プライバシー、名誉等の権利を侵害する行為
- (3) 第三者または当法人を誹謗中傷する行為
- (4) 第三者または当法人に不利益を与える行為
- (5) 犯罪行為または公序良俗に反する行為
- (6) 当制度を通じて入手した情報を、複製、販売、出版その他の目的で利用する行為
- (7) 当制度の運営を妨げる行為、第三者もしくは当法人の信用を毀損するような行為、またはそれらのおそれのある行為

第8条（除名）

当法人は、森ワーカー及び受入者が前条の禁止事項に違反する行為をなしたと判断した場合、またはその他の事由により森ワーカー及び受入者として不適切と判断した場合、除名することができます。

第9条（森レベル）

1. 当制度は森ワーカーを山林作業の技能別に分類する「森レベル」を定めています。

レベル概要は以下の通りです。

- ①森レベル1：指導者がついていないと施業不可能な方、研修生。
登録後7時間～14時間の施業時間は全員。
- ②森レベル2：伐倒以外の集材・搬出等の作業を指導者なしで作業が可能な方。
レベル1→レベル2の基準を満たし認定会で認定された方
- ③森レベル3：一連の流れを1人で行え、周囲も含め、安全管理が出来る方。
レベル2→レベル3の基準を満たし認定会で認定された方
- ④森レベル4：山林作業リーダーとして、施業場所全体の取りまとめ管理が出来る方。

レベル3→レベル4の基準を満たし認定会で認定された方

- ⑤森レベル5：林業の専門家、年間150日以上の実務経験をしている、又は同等の実績のある方。

レベル4→レベル5の基準を満たし認定会で認定された方

2. 当制度利用開始時は全ての森ワーカーを森レベル1から開始とします。
3. 森レベルの認定会は各月1回必要に応じて開催する。尚、構成メンバーは森レベル変更対象者の受入者から1名、当法人から2名とする。また森レベルの変更については変更対象者にのみお知らせするものとする。

第10条（山林作業の時間について）

1. 森ワーカーは、当法人より案内された受入者の作業時間・各種規程および受入者の定める諸規程に従うものとします。着替え等の準備は開始時刻までに済ませておくものとします。
2. 受入者は、作業時間を、原則として冬季（10月～4月）は8:00～16:00、夏季（5月～9月）は8:30～16:30とします。
3. 森ワーカーの都合で半日の作業参加となる場合は、3時間半以上作業に従事した場合には半日分の謝礼の支払いとなります。

第11条（謝礼金の設定）

1. 当制度には森レベルに応じて、謝礼金を定めています。

謝礼金の金額は以下の通りです。

- ①森レベル1：リネリア 1,000 円/日
- ②森レベル2：現金 2,000 円＋リネリア 3,000 円/日
現金 1,500 円＋リネリア 1,000 円/半日
- ③森レベル3：現金 4,000 円＋リネリア 4,000 円/日
現金 2,000 円＋リネリア 2,000 円/半日
- ④森レベル4：現金 5,000 円＋リネリア 5,000 円/日
現金 3,000 円＋リネリア 2,000 円/半日
- ⑤森レベル5：現金 6,000 円＋リネリア 6,000 円/日
現金 3,000 円＋リネリア 3,000 円/半日

2. 森レベルに関わらず、搬出作業日に運搬具（軽トラ・2tトラック等）を使用し、作業参加した森ワーカーには、1回の搬出に対して500円の追加謝礼が発生します。それには日報への記入と受入者の承認が必要です。
3. 森ワーカーへの謝礼金支払いは、上項目で定めた通りの金額となります。

第12条（労務管理）

1. 森ワーカーは登録完了後、森ワーカーは参加ご希望日を当法人へ知らせ、当法人はご希望に沿う山林作業場所や日程の情報を森ワーカーへ通知します。また森ワーカーは、山林作業日に受入者に日報を提出、月末に当法人に月報を提出します。
2. 受入者は登録完了後、受入者は山林施業日（受入可能日）を当法人へ知らせ、当法人は

森ワーカーの参加予定を受入者に通知します。また、受入者は月末に当月森ワーカーから提出された日報を、確認印押印の上、当法人に提出します。

第13条（謝礼金の受取り、支払い方法）

1. 森ワーカーは、当月の森ワーカー参加の謝礼金を、翌月月末日に当法人事務所にて受け取ることができます。
2. 受入者は、当法人から発行される実績報告書に基づき、支払期日までに、振込み又は現金およびリネリア（規定額）を当法人事務所にて支払います。

第14条（第三者に対する責任）

当制度の利用により、第三者に対して損害を生じさせた場合には、森ワーカーと受入者が双方協議の上解決するものとします。

第15条（免責）

当制度の登録、利用から生じる一切の損害（精神的苦痛、事故、またはその他の金銭的損失を含む一切の不利益）に関して、当法人は責任を負わないものとします。

天災地変による被害、その他当法人の責によらない事由により、森ワーカー及び受入者に被害が生じた場合、当法人は一切責任を負わないものとします。

第16条（紛争処理及び損害賠償）

森ワーカー及び受入者は、当制度の利用に関連して当法人に損害を与えた場合、当法人に対し、その損害を賠償するものとします。

森ワーカー及び受入者が、当制度に関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、直ちにその内容を当法人に通知すると共に、森ワーカー及び受入者の費用と責任において、当該クレームまたは紛争を処理し、その進捗及び結果を当法人に報告するものとします。

制定日 令和2年7月1日